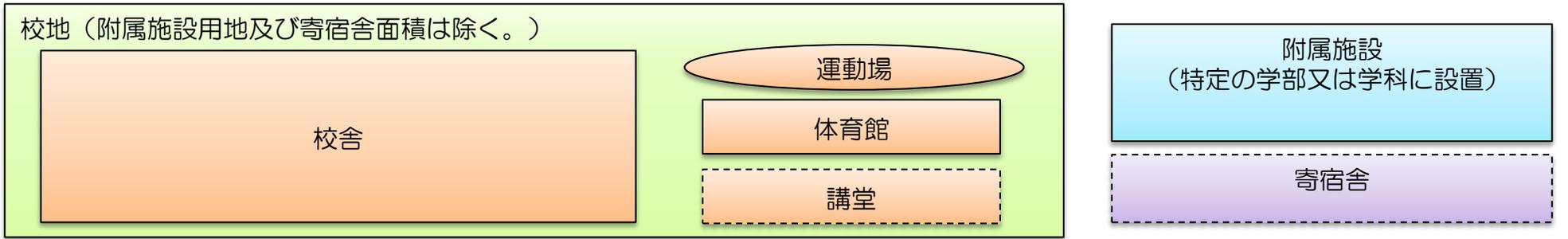


大学設置基準における校舎面積及び専任教員数の試算について

○大学設置に必要な施設等

※条項は、大学設置基準において定められている根拠規定を指す。

校地	教育にふさわしい環境を持ち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。～第34条第1項 面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、収容定員上の学生1人当たり10㎡として算定した面積（附属病院を附属施設として建築する場合は、この面積に附属病院建築面積を加えたもの）～第37条第1項
校舎	大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。～第36条第1項 学長室、会議室、事務室、研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）、図書館、医務室、学生自習室、学生控室 ※このほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。～第36条第4項 ※校舎の面積は、学部の種類と収容定員により基準が定められている。
体育館	原則として備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。～第36条第5項
運動場	原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。～第35条第1項
附属施設	特定の学部又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、附属施設を置くものとする。～第39条 ●教員養成に関する学部又は学科：附属学校又は附属幼保連携型認定こども園 ●医学又は歯学に関する学部：附属病院 ●農学に関する学部：農場 ●林学に関する学部：演習林 ●獣医学に関する学部又は学科：家畜病院 ●畜産学に関する学部又は学科：飼育場又は牧場 ●水産学又は商船に関する学部：練習船（共同利用による場合を含む。） ●水産増殖に関する学科：養殖施設 ●薬学に関する学部又は学科：薬用植物園（薬草園） ●体育に関する学部又は学科：体育館 ●工学に関する学部：原則として実験・実習工場
機械、器具等	学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。～第40条



○学部の種類及び規模に応じ定める基準校舎面積（A表）

※一個の学部のみを置く場合（医学又は歯学に関する学部を除く。）

一個の学部（医学又は歯学に関する学部を除く。）を置く大学の校舎の面積は、下の表に定める面積以上のものが必要である。

学部の種類	収容定員区分ごとの基準校舎面積：㎡			
	200人まで	400人まで	800人まで	801人以上
文学関係	2,644	(収容定員-200) ×661÷200+2,644	(収容定員-400) ×1,653÷400+3,305	(収容定員-800) ×1,322÷400+4,958
教育学・保育学関係				
法学関係				
経済学関係				
社会学・社会福祉学関係				
理学関係	4,628	(収容定員-200) ×1,157÷200+4,628	(収容定員-400) ×3,140÷400+5,785	(収容定員-800) ×3,140÷400+8,925
工学関係	5,289	(収容定員-200) ×1,322÷200+5,289	(収容定員-400) ×4,628÷400+6,611	(収容定員-800) ×4,628÷400+11,239
農学関係	5,024	(収容定員-200) ×1,256÷200+5,024	(収容定員-400) ×4,629÷400+6,280	(収容定員-800) ×4,629÷400+10,909
獣医学関係				
薬学関係	4,628	(収容定員-200) ×1,157÷200+4,628	(収容定員-400) ×1,983÷400+5,785	(収容定員-800) ×1,983÷400+7,768
家政関係	3,966	(収容定員-200) ×992÷200+3,966	(収容定員-400) ×1,984÷400+4,958	(収容定員-800) ×1,984÷400+6,942
美術関係	3,834	(収容定員-200) ×959÷200+3,834	(収容定員-400) ×3,140÷400+4,793	(収容定員-800) ×3,140÷400+7,933
音楽関係	3,438	(収容定員-200) ×859÷200+3,438	(収容定員-400) ×2,975÷400+4,297	(収容定員-800) ×2,975÷400+7,272
体育関係			(収容定員-400) ×1,983÷400+4,297	(収容定員-800) ×1,983÷400+6,280
保健衛生学関係（看護学関係）	3,966	(収容定員-200) ×992÷200+3,966	(収容定員-400) ×1,984÷400+4,958	(収容定員-800) ×1,984÷400+6,942
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	4,628	(収容定員-200) ×1,157÷200+4,628	(収容定員-400) ×3,140÷400+5,785	(収容定員-800) ×3,140÷400+8,925

備考（夜間学部、昼夜開講制に関する部分を除く。）

- この表に掲げる面積には、①体育館、体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設 ②個々の学部・学科の教育研究のために必要な附属施設 ③薬学実習に必要な施設の面積は含まない（B表において同じ。）。
- この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例による。
- この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（B表において同じ。）。

○加算校舎面積（医学又は歯学に関する学部を除く。）（B表）

複数の学部を置く大学にあっては、当該複数の学部のうちA表に定める面積が最大である学部についてのA表に定める面積に、当該学部以外の学部についてのそれぞれB表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上が必要である。

学部の種類	収容定員区分ごとの基準校舎面積：㎡									
	200人 まで	400人 まで	600人 まで	800 人まで	1,000人 まで	1,200人 まで	1,400人 まで	1,600人 まで	1,800人 まで	2,000人 まで
文学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
教育学・保育学関係										
法学関係										
経済学関係										
社会学・社会福祉学関係										
理学関係	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247	11,734	13,221	14,708	16,195
工学関係	3,834	4,793	7,107	9,421	11,735	14,049	16,363	18,677	20,991	23,305
農学関係	3,636	4,628	6,942	9,256	11,570	13,884	16,198	18,512	20,826	23,140
獣医学関係										
薬学関係	3,305	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	12,067
家政関係	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
美術関係	2,644	3,305	4,958	6,611	8,099	9,586	11,073	12,560	14,047	15,534
音楽関係	2,512	3,140	4,628	6,280	7,603	9,090	10,577	12,064	13,551	15,038
体育関係	2,776	3,471	4,462	5,454	6,446	7,768	9,090	10,412	11,734	13,056
保健衛生学関係（看護学 関係）	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
保健衛生学関係（看護学 関係を除く。）	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247	11,734	13,221	14,708	16,195

備考

・収容定員が2,000人を超える場合は、200人を増すごとに、この表に定める2,000人までの面積から1,800人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。

○学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（A表）

学部の種類 (医学又は歯学に関する学部以外)	①一学科で組織する場合の専任教員数		②二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	320～600	10	200～400	6
教育学・保育学関係				
法学関係	400～800	14	400～600	10
経済学関係				
社会学・社会福祉学関係	200～400	14	160～320	8
理学関係				
工学関係				
農学関係	300～600	28	240～480	16
獣医学関係			240～360	16
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	200～400	14	160～240	8
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを除く。）				
家政関係	200～400	10	160～240	6
美術関係				
音楽関係				
体育関係	200～400	12	160～320	8
保健衛生学関係（看護学関係）			—	—
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	200～400	14	160～320	8

備考

・この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（B表において同じ。）。

・この表に定める教員数には、大学設置基準第11条の授業を担当しない教員を含まないこととする（B表において同じ。）。

・収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（B表において同じ。）。

・収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に比べて400人につき教員3人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員600人につき教員6人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

・二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表の②欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の①欄から算出される教員数とする。

・この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（B表）

大学全体の収容定員	400人	800人
専任教員数	7	12

備考

・この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。

・収容定員がこの表の定める数を超える場合は、収容定員が400人を超え800人未満の場合にあつては収容定員80人につき教員1人の割合により、収容定員が800人を超える場合にあつては収容定員400人につき教員3人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

○旭川大学をベースにしてものづくり系学部を設置するとした場合の大学設置基準上の校舎面積

	現学部			現学部+ものづくり（工学系）			現学部+ものづくり（美術系）		
学部内容等	経済学部	経営経済学科	定員 100人	経済学部	経営経済学科	定員 100人	経済学部	経営経済学科	定員 100人
			収容定員 400人			収容定員 400人			収容定員 400人
	保健福祉学部 (学際系)	コミュニティ福祉学科	定員 40人	保健福祉学部 (学際系)	コミュニティ福祉学科	定員 40人	保健福祉学部 (学際系)	コミュニティ福祉学科	定員 40人
			収容定員 160人			収容定員 160人			収容定員 160人
		保健看護学科	定員 60人		保健看護学科	定員 60人		保健看護学科	定員 60人
		収容定員 240人			収容定員 240人			収容定員 240人	
			ものづくり学部 (工学関係)	A学科	定員 40人	ものづくり学部 (美術関係)	A学科	定員 40人	
					収容定員 160人			収容定員 160人	
				B学科	定員 40人		B学科	定員 40人	
					収容定員 160人			収容定員 160人	
	定員計200人 収容定員計800人			定員計280人 収容定員計1,120人			定員計280人 収容定員計1,120人		
校地面積	800(収容定員数)×10㎡=8,000㎡以上 ※現在の旭川大学校地面積は 校舎敷地20,782㎡,運動場用地179,447㎡ (ともに短大と共用)			1,120(収容定員数)×10㎡=11,200㎡以上			1,120(収容定員数)×10㎡=11,200㎡以上		
校舎面積	7,106㎡以上 ※現状の旭川大学の校舎面積は, 8,964.71㎡(専用)+3,589.56㎡(短大と共用) =12,554.27㎡			11,370.2㎡以上			10,411㎡以上		
A表	<p>学部単位で、最大面積を算出する。保健福祉学部については、社会福祉学関係と保健衛生学関係(看護学関係)の複数分野を有する学部のため、A表備考の「この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。」により算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済学部 「経済学関係400人までの区分」の算定式で算出 (収容定員-200)×661÷200+2,644 =(400-200)×661÷200+2,644 =3,305㎡(①)以上の面積が必要 保健福祉学部 学科の収容定員及びA表の基準面積を鑑み「保健衛生学関係(看護学関係)400人までの区分」の算定式で算出 (収容定員-200)×992÷200+3,966 =(400-200)×992÷200+3,966 =4,958㎡(②)以上の面積が必要 ②>①より、②が最大面積 			<ul style="list-style-type: none"> ものづくり学部(工学関係) 「工学関係400人までの区分」の算定式で算出 (収容定員-200)×1,322÷200+5,289 =(320-200)×1,322÷200+5,289 =6,082.2㎡(④)以上の面積が必要 ものづくり学部(工学関係)以外 現学部と同じ ④>②>①より、④が最大面積 			<ul style="list-style-type: none"> ものづくり学部(美術関係) 「美術関係400人までの区分」の算定式で算出 (収容定員-200)×959÷200+3,834 =(320-200)×959÷200+3,834 =4,409.4㎡(⑥)以上の面積が必要 ものづくり学部(工学関係)以外 現学部と同じ ②>⑥>①より、②が最大面積 		
B表	「経済学関係、400人までの区分」の2,148㎡(③)を加算する。 従って、②+③=7,106㎡以上の校舎面積が必要となる。			「経済学関係、400人までの区分」の2,148㎡(③)と「保健衛生学関係(看護学関係)、400人までの区分」の3,140㎡(⑤)を加算する。 従って、④+③+⑤=11,370.2㎡以上の校舎面積が必要となる。			「経済学関係、400人までの区分」の2,148㎡(③)と「美術関係、400人までの区分」の3,305㎡(⑦)を加算する。 従って、②+③+⑦=10,411㎡以上の校舎面積が必要となる。		

○旭川大学をベースにしてものづくり系学部を設置するとした場合の大学設置基準上の専任教員数

	現学部			現学部+ものづくり（工学系）			現学部+ものづくり（美術系）					
必要な専任教員数	経済学部	経営経済学科	教授 7人 上記以外 7人	経済学部	経営経済学科	教授 7人 上記以外 7人	経済学部	経営経済学科	教授 7人 上記以外 7人			
	保健福祉学部 (学際系)	コミュニティ福祉学科	教授 6人 上記以外 6人 兼任教員 2人	保健福祉学部 (学際系)	コミュニティ福祉学科	教授 6人 上記以外 6人 兼任教員 2人	保健福祉学部 (学際系)	コミュニティ福祉学科	教授 6人 上記以外 6人 兼任教員 2人			
			保健看護学科			教授 6人 上記以外 6人			保健看護学科	教授 6人 上記以外 6人		
		ものづくり学部 (工学関係)	A学科 教授 4人 上記以外 4人		ものづくり学部 (美術関係)	A学科 教授 3人 上記以外 3人						
				B学科 教授 4人 上記以外 4人			B学科 教授 3人 上記以外 3人					
	大学全体の収容定員に應じ定める専任教員数（B表関係）			教授 6人 上記以外 6人	大学全体の収容定員に應じ定める専任教員数（B表関係）			教授 8人 上記以外 7人	大学全体の収容定員に應じ定める専任教員数（B表関係）			教授 8人 上記以外 7人
	合計			教授 25人 上記以外 25人 兼任教員 2人	合計			教授 35人 上記以外 34人 兼任教員 2人	合計			教授 33人 上記以外 32人 兼任教員 2人
A表	<ul style="list-style-type: none"> 経済学部（収容定員400人） 「経済学関係」「①一学科で組織する場合の専任教員数」「収容定員400～800」より、専任教員数は14人（うち、原則として教授は7人以上） 保健福祉学部 社会福祉学関係、保健衛生学（看護学関係）との分野の異なる2学科で編成されている学部のため、その教員数は、各学科ごとに「①一学科で組織する場合の専任教員数」の欄により算出した数の合計数となり、これに基づき、各学科の専任教員数を算出 コミュニティ福祉学科（収容定員160人） 「社会福祉学関係」の収容定員が400人に満たないため、14人のうち2人までは兼任教員可となり、専任教員数は12人（うち、原則として教授は6人以上） 保健看護学科（収容定員240人） 「保健衛生学（看護学関係）」「①一学科で組織する場合の専任教員数」「収容定員200～400」より、専任教員数は12人（うち、原則として教授は6人以上） 			<ul style="list-style-type: none"> ものづくり学部（工学関係）（収容定員各学科160人） 「工学関係」「②二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数」「収容定員160～320」より、専任教員数はA学科で8人、B学科で8人の計16人（うち、原則として教授は8人以上） ものづくり学部（工学関係）以外 現学部と同じ 			<ul style="list-style-type: none"> ものづくり学部（美術系）（収容定員各学科160人） 「美術関係」「②二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数」「収容定員160～320」より、専任教員数はA学科で6人、B学科で6人の計12人（うち、原則として教授は6人以上） ものづくり学部（工学関係）以外 現学部と同じ 					
	B表	全体収容定員が800人であるため、専任教員数は12人（うち、原則として教授は6人以上）			全体収容人数が1,120人と800人を超えるため、専任教員数は次の計算に基づき算出 $12 + (1,120 - 800) \times 3 / 400 = 14.4$ よって、専任教員数は15人（うち、原則として教授は8人以上）							
合計	専任教員数：50人（=14+12+12+12） 兼任教員数：2人			専任教員数：69人（=16+14+12+12+15） 兼任教員数：2人			専任教員数：65人（=12+14+12+12+15） 兼任教員数：2人					